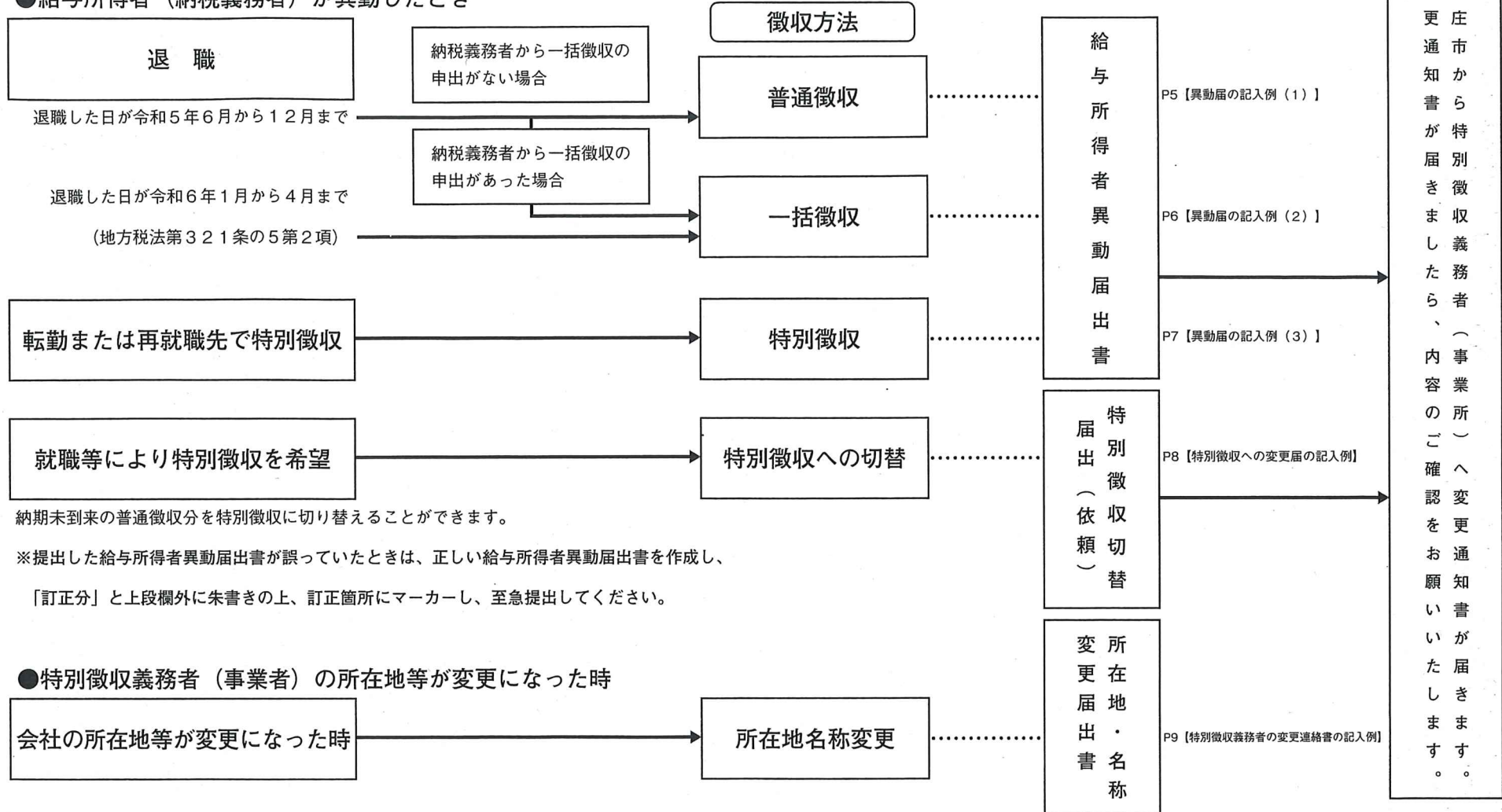


特別徴収の事務処理

異動が生じた場合の手続きについて

●給与所得者（納税義務者）が異動したとき



納期未到来の普通徴収分を特別徴収に切り替えることができます。

※提出した給与所得者異動届出書が誤っていたときは、正しい給与所得者異動届出書を作成し、

「訂正分」と上段欄外に朱書きの上、訂正箇所にもーカーし、至急提出してください。

●特別徴収義務者（事業者）の所在地等が変更になった時

